



平成 27 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社 ツ ガ ミ
代表者名 代表取締役 CEO 西嶋 尚生
(コード番号 6101 東証第一部)
問合せ先 管理部 部長 川井 洋志
(TEL: 03-3808-1711)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 13 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 18 日開催予定の第 1 1 2 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第 2 7 条および第 3 5 条の一部を下記のとおり変更するものであります。なお、定款第 2 7 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役および取締役会 (社外取締役の責任限定契約) 第 27 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の責任限定契約) 第 27 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、 <u>同法第 423 条第 1 項の任務を怠ったこと</u> による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役および監査役会 (<u>社外監査役</u>の責任限定契約)</p> <p>第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、<u>任務を怠ったこと</u>による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (<u>監査役</u>の責任限定契約)</p> <p>第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、<u>同法第423条第1項の任務を怠ったこと</u>による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく<u>損害賠償責任</u>の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年 6月18日
定款変更の効力発生予定日 平成27年 6月18日

以 上